



平成21年11月9日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 **オオゼキ**
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 石 原 坂 寿 美 江
(コード番号 7617・東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 コーポレート部長 柵 山 健 哉
(TEL 03-6407-2511)

当社完全子会社化のための定款一部変更および 全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成21年11月9日開催の取締役会において、平成21年12月4日開催の当社臨時株主総会および当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会において、当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付株式(下記「I. 1 (1) ②」において定義いたします。)の全部取得について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社完全子会社化のための定款一部変更

1 定款の一部変更の件-1 (種類株式発行にかかる定款一部変更の件)

(1) 定款変更の理由

当社の親会社であるひまわり株式会社(以下、「ひまわり」といいます。)は、平成21年8月18日から平成21年10月1日まで当社普通株式に対する公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)を行い、平成21年10月2日付当社プレスリリース「親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、平成21年10月8日(決済の開始日)をもって、当社普通株式11,101,469株(当社株主の議決権総数に対する割合:94.85%)を保有するにいたっております。

ひまわりは、平成21年8月18日付で提出された公開買付届出書および平成21年10月2日付当社プレスリリース「ひまわり株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」の別紙等で表明しておりますとおり、当社を完全子会社化することを企図しております。

当社としましても、平成21年8月14日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」および平成21年8月18日付の意見表明報告書にてお知らせいたしましたとおり、昨今の景気後退や消費縮小、また業態を越えた競合激化など、当社を取り巻く経営環境が厳しさを増す一方で、企業の内部統制や開示の強化といった株式の上場コストが増大することが見込まれる事業認識の中で、中長期的な企業価値の増大を実現するには、マネジメント・バイアウトの手法により、ひまわりが当社の全株式を取得することにより非上場化することが、短期的な業績の変動に左右されることなく、実質的な資本と経営との一体化により機動的かつ大胆な事業遂行を可能とする最も有効な手段であると判断しております。

以上を踏まえ、当社は、以下の①ないし③の方法により当社がひまわりの完全子会社となることといたしました(以下、「本完全子会社化手続」と総称します。)

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設し、当社を会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社といたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項(会社

法第 108 条第 12 項第 7 号の定めを指し、以下、「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします(以下、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、普通株式に優先して残余財産の分配を受けられる A 種種類株式(以下、「A 種種類株式」といいます。)を 50 万分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

- ③ 会社法第 171 条第 1 項ならびに上記①および②による変更後の当社定款に基づき、当社は、株主総会の特別決議によって、株主の皆様から当社の全部取得条項付普通株式全て(自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに、当社は全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、当該取得の対価として、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 50 万分の 1 株の割合をもって交付いたします。この際、ひまわり以外の株主の皆様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、割当てられる A 種種類株式が 1 株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第 234 条の定めにより、最終的には現金が交付されることとなります。

「定款の一部変更の件-1」は、本完全子会社化手続のうち上記①を行うものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号)、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、普通株式に優先して残余財産の分配を受けられる A 種種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。なお、以下「定款の一部変更の件-2」および「全部取得条項付普通株式の取得の件」でご説明いたしますとおり、全部取得条項付普通株式の取得対価は A 種種類株式としております。

会社法第 171 条第 1 項ならびに上記①および②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部(自己株式を除きます。)を取得した場合(すなわち、本完全子会社化手続を実施した場合)、上記のとおり、ひまわり以外の株主の皆様に対して取得対価として交付される A 種種類株式は、1 株未満の端数となる予定です。

株主の皆様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式は、会社法第 234 条の定めに従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。ただし売却にあたっては、当該端数の合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は会社法第 234 条第 1 項により切り捨てられ、売却の対象とはなりません(なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、個々の株主の皆様が割当てを受ける端数の比率に応じて、売却代金を分配する予定です。)。かかる売却手続に関し、当社は会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式をひまわりに対して売却することまたは会社法第 234 条第 2 項および第 4 項の規定に基づき当社が A 種種類株式を買取することを予定しております。

この場合の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する当社普通株式数に 3,750 円(ひまわりが本公開買付けを行った際における当社普通株式 1 株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

以上のように、「定款一部変更の件-1」は、本完全子会社化手続の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A 種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

なお、「定款一部変更の件-1」にかかる定款変更は、「定款一部変更の件-1」が当社株主総会において承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>23,302,000</u> 株とする。 (新設)	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は 23,302,000 株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は <u>23,301,940</u> 株、第6条の2に定める内容の株式(以下、「A種種類株式」という。)の発行可能種類株式総数は <u>60</u> 株とする。 第6条の2 (A種種類株式) 当社は、残余財産を分配するときは、 <u>A種種類株式を有する株主(以下、「A種株主」という。)</u> または <u>A種種類株式の登録株式質権者(以下、「A種登録株式質権者」という。)</u> に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。) <u>または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)</u> に先立ち、 <u>A種種類株式1株につき1円(以下、「A種残余財産分配額」という。)</u> を支払う。 <u>A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u>
第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 (新設)	第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>普通株式については100</u> 株とし、 <u>A種種類株式については1</u> 株とする。 第17条の2 (種類株主総会) <u>1. 第15条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>3. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>

2 定款の一部変更の件-2 (全部取得条項にかかる定款一部変更の件)

(1) 定款変更の理由

上記「定款の一部変更の件-1」でご説明しておりますとおり、当社がひまわりの完全子会社となることによって当社の株式を非公開化することが、当社経営陣による機動的かつ大胆な事業遂行を担保することによって中長期的な企業価値の増大を実現するために、最も有効な手段であると判断しております。

「定款の一部変更の件-2」は、本完全子会社化手続における②として、「定款の一部変更の件-1」による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式の全てに全部取得条項を付して、これを全部取得条項付普通株式とする旨の定めを設けるものであります。

また、本完全子会社化手続における②の後、株主総会の特別決議によって、当社は株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全て(自己株式を除きます。)を取得しますが(本完全子会社化手続における③)、当該取得と引換えに当社が株主の皆様へ交付する取得対価は、「定款の一部変更の件-1」における定款変更案により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を50万分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものであります。かかる定款の定めにしたがって当社が株主総会の特別決議により全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合に株主の皆様へ交付するA種種類株式の数については、ひまわり以外の各株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式の数が

1 株未満の端数となる予定であります。

なお、「定款の一部変更の件-2」にかかる定款変更の効力発生日は、平成 22 年 1 月 8 日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、「定款の一部変更の件-1」にかかる変更後の定款の一部をさらに追加変更するものであります。なお、「定款の一部変更の件-2」にかかる定款変更は、「定款の一部変更の件-1」および「全部取得条項付普通株式の取得の件」が原案どおり承認可決されることならびに普通株主様による種類株主総会において「定款の一部変更の件-2」の追加変更案と同内容の変更案の議案のご承認が得られることを条件として、その効力が発生するものといたします。

(下線を付した部分は変更箇所)

「定款の一部変更の件-1」による変更後の定款 (新設)	追 加 変 更 案
	<u>第 6 条の 3 (全部取得条項)</u> 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき A 種種類株式を 50 万分の 1 株の割合をもって交付する。

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款の一部変更の件-1」および「定款の一部変更の件-2」でご説明しておりますとおり、当社がひまわりの完全子会社となることによって当社の株式を非公開化することが、当社経営陣による機動的かつ大胆な事業遂行を担保することによって中長期的な企業価値の増大を実現するために、最も有効な手段であると判断しております。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、本完全子会社化手続における③として、会社法第 171 条第 12 項ならびに「定款の一部変更の件-1」および「定款の一部変更の件-2」による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全て(自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに以下に定めるとおり、株主の皆様に対し取得対価を交付するものであります。

かかる取得対価としては、「定款の一部変更の件-1」における変更後の定款により設けられる A 種種類株式とし、「定款の一部変更の件-2」による変更後の当社定款規定第 6 条の 3 に定めるとおり、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 50 万分の 1 株の割合をもって交付させていただきます。この結果、ひまわり以外の各株主の皆様に対して取得対価として割当てられる当社 A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定であり、このように交付される A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる株主の皆様に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下の端数処理がなされたのち現金が交付されることとなります。

当社では、「全部取得条項付普通株式の取得の件」が承認された場合に、株主の皆様が割当てられることになる 1 株未満の端数の合計数(会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、個々の株主の皆様が割当てを受ける端数の比率に応じて、売却代金を分配する予定です。)に相当する数の A 種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項に基づく裁判所の許可を得たうえで、ひまわりに対して売却することまたは会社法第 234 条第 2 項および第 4 項の規定に基づき当社が買取ることを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する当社普通株式数に 3,750 円(ひまわりが本公開買付けを行った際における当社普通株式 1 株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 12 項ならびに「定款の一部変更の件-1」および「定款の一部変更の件-2」による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日(下記(2)において定めます。)において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式にかかる株主(当社を除きます。)の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 50 万分の 1 株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成 22 年 1 月 8 日といたします。

(3) その他

本件に定める全部取得条項付普通株式の取得の件は、「定款の一部変更の件-1」および「定款の一部変更の件-2」が原案どおり承認可決されることならびに普通株主様による種類株主総会において「定款の一部変更の件-2」の追加変更案と同内容の変更案のご承認が得られることを条件として、その効力が発生するものといたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任いただきたく存じます。

3 上場廃止

当社株主総会において「定款の一部変更の件-1」、「定款の一部変更の件-2」ならびに「全部取得条項付普通株式の取得の件」が承認可決され、普通株主様による種類株主総会において「定款の一部変更の件-2」の追加変更案と同内容の変更案のご承認が得られた場合には、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所市場二部(以下、「東証二部」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなり、平成 21 年 12 月 4 日から平成 22 年 1 月 4 日まで整理銘柄に指定された後、平成 22 年 1 月 5 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証二部において取引することはできません。

Ⅲ. 本完全子会社化手続の日程の概要(予定)

本完全子会社化手続の日程の概要(予定)は以下のとおりです。

臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会基準日公告	平成 21 年 10 月 9 日(金)
臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会基準日	平成 21 年 10 月 23 日(金)
臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 21 年 11 月 9 日(月)
臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会の開催	平成 21 年 12 月 4 日(金)
種類株式発行にかかる定款一部変更(「定款の一部変更の件-1」)の効力発生日	平成 21 年 12 月 4 日(金)
当社普通株式の東証二部における整理銘柄への指定	平成 21 年 12 月 4 日(金)
当社普通株式の東証二部における売買最終日	平成 22 年 1 月 4 日(月)
当社普通株式の東証二部における上場廃止日	平成 22 年 1 月 5 日(火)
全部取得条項付普通株式の取得および A 種種類株式の交付にかかる基準日	平成 22 年 1 月 7 日(木)
全部取得条項にかかる定款一部変更(「定款の一部変更の件-2」)の効力発生日	平成 22 年 1 月 8 日(金)
全部取得条項付普通株式の取得および A 種種類株式交付の効力発生日	平成 22 年 1 月 8 日(金)

以上